

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北栄町の人口は、1995年の17,228人をピークに減少し続け、2024年4月1日現在の人口は14,246人、2040年には11,051人まで減少すると推計されている。

総人口を年少人口、生産年齢人口、高齢人口の3区分を見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続けているが、高齢人口は2025年に5,000人を超え、それをピークとして微減していくと推計されている。

産業別の就業人口は、第1次産業、第2次産業が減少傾向であるが、第3次産業は微増となっており、生産から物流・サービス業へと産業構造が変化しつつある。事業所数では卸売業・小売業、サービス業、建設業の順で割合が多く、他地域に比べると農林漁業、建設業、運輸・郵便業の割合が多い。

中小企業を取り巻く環境は、若者の地域外への流出、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化等により厳しい状況にあり、それを乗り越えるため、先端設備の導入等により、事業者自身の労働生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内の全産業の先端設備等の導入を促進することで、そこから波及する事業の生産性向上も見込めることから、種類については中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業が町内に広く分布していることから、対象地域については北栄町内の全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の全産業の先端設備等の導入を促進する必要があることから、特定の対象業種・事業に限定せず、北栄町内の全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。